

第 7 6 7 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 5 年 9 月 1 2 日（火） 1 4 時 0 0 分～

2. 場 所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）

3. 議題等（説明者等）

（1） よこはま新港合同庁舎移転に伴う住所等の変更について
（業務部 管理課 酒井 課長）

（2） ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置に伴う税関の対応につ
いて
（業務部 通関総括第 1 部門 浦本 統括審査官）

（3） R5 年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況について
（業務部 西潟 知的財産調査官）

（4） 「大黒埠頭コンテナ検査センター」の廃止について
（監視部 検査総括第 1 部門 久保田 統括監視官）

4. 事務局からの連絡事項等

令和 5 年 8 月 9 日
横 浜 税 関

関係各位

よこはま新港合同庁舎移転に伴う住所等の変更について

標記のことについて、令和 5 年 10 月 10 日（火）に山下分庁舎所在の業務部各部門等^{（注）}がよこはま新港合同庁舎に移転することに伴い、住所等が変更となりますので、下記のとおり周知します。

（注）業務部各部門等：次長（通関担当）、収納課、税関相談官、通関総括 1～4、輸出総括、通関情報、特別通関 1・2、通関 1・2、特別審査官、関税鑑査官、原産地調査官 1・2、知的財産調査官

記

1. 移転後の住所等

	10 月 6 日（金）まで	10 月 10 日（火）以降
住所・庁舎名	〒231-0023 神奈川県横浜市中区 山下町 279-1 横浜税関山下分庁舎	〒231-0001 神奈川県横浜市中区 新港 1-6-1 よこはま新港合同庁舎 3 階
電話番号（関税鑑査官）	045-212-6156 045-212-6157	045-212-6156（継続） ※045-212-6157 は廃止
電話番号（その他の部門等）	変更なし ※電話番号の一覧については以下のリンク先に掲載されています。 https://www.customs.go.jp/yokohama/tsukankankei/gyoumubujimubuntan(R5.7).pdf	
FAX 番号	移転後の FAX 番号は以下のとおりです。 収納課 : 045-201-6814 関税鑑査官 : 045-201-4467 その他の部門等 : 045-641-0855 ※ 記載している FAX 番号は移転前から継続して使用可能です。	

2. 移転前後の業務処理

【特別通関 1・2 部門】

10 月 6 日（金）午後 9 時 00 分までは、従来どおり、山下分庁舎において業務を行います。

10 月 7 日（土）から 9 日（月・祝）までの間（各日午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分）は、本関 1 階の仮事務所にて特別通関業務を行います。詳細は、別紙「10 月 7 日から 9 日（三連休）における特別通関業務」をご覧ください。

10 月 10 日（火）午前 8 時 30 分からは、よこはま新港合同庁舎において業務を行います。

【その他の部門等】

10月6日（金）午後5時45分までは、従来どおり、山下分庁舎において業務を行います。

10月10日（火）午前8時30分からは、よこはま新港合同庁舎において業務を行います。

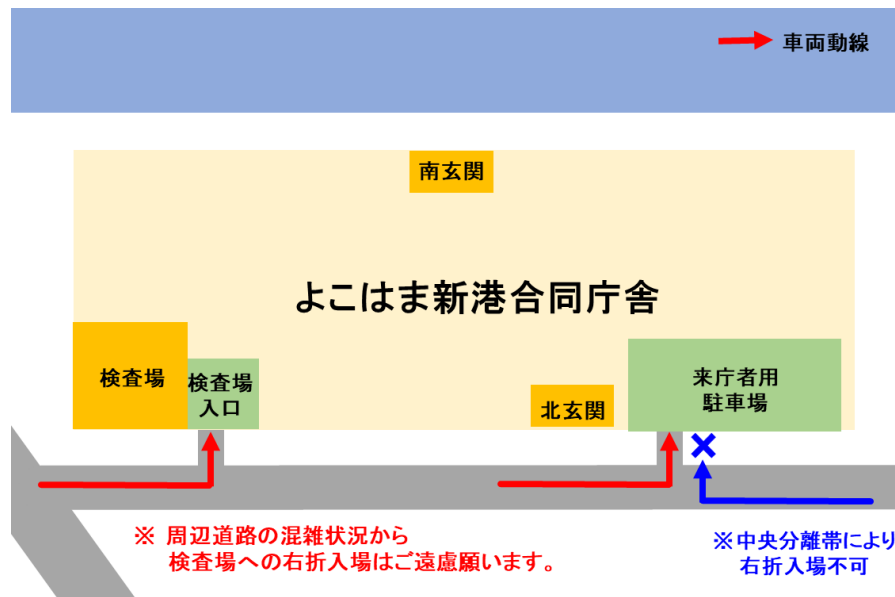
3. その他の留意点

- よこはま新港合同庁舎への移転後も、NACCSによる業務部各部門等への申告等の手続きには税関官署コード「2A（横浜税関本関）」を使用します。
- よこはま新港合同庁舎の検査場には、コンテナを含む車高3.6メートル以上の車両は入場することができません。また、周辺の道路状況を考慮して検査場への右折入場はご遠慮願います。
- 大型X線検査後の貨物確認は、本牧埠頭出張所等の検査場において実施します。

よこはま新港合同庁舎へのアクセス



よこはま新港合同庁舎拡大図



10月7日から9日（三連休）における特別通関業務について

よこはま新港合同庁舎への移転作業に伴い、10月7日（土）から9日（月・祝）（三連休）（各日午前8時30分～午後5時00分）における特別通関業務については、下記のとおり、本関1階の仮事務所において行いますので、ご注意ください。

記

1. 場所等

- ・ 本関1階の「業務部 評価部門」を三連休の間の特別通関業務の仮事務所として使用します。
- ・ 庁舎入口は、以下の案内図を参照ください（正面玄関はご利用できません。）。
- ・ 庁舎入口から入って正面が、仮事務所になります。

2. 入庁・退出時の手続き

【入庁時】庁舎入口の警備員に社名・入庁目的を伝え、社員証・通関士証票等の身分証を提示後、来庁者台帳に必要事項（氏名・会社名等）を記入してください。台帳記入後は、警備員から入庁証（バッジ）を受け取り、胸ポケット部分に付けて入庁してください。

【退出時】入庁証を警備員に返却し、退出してください。

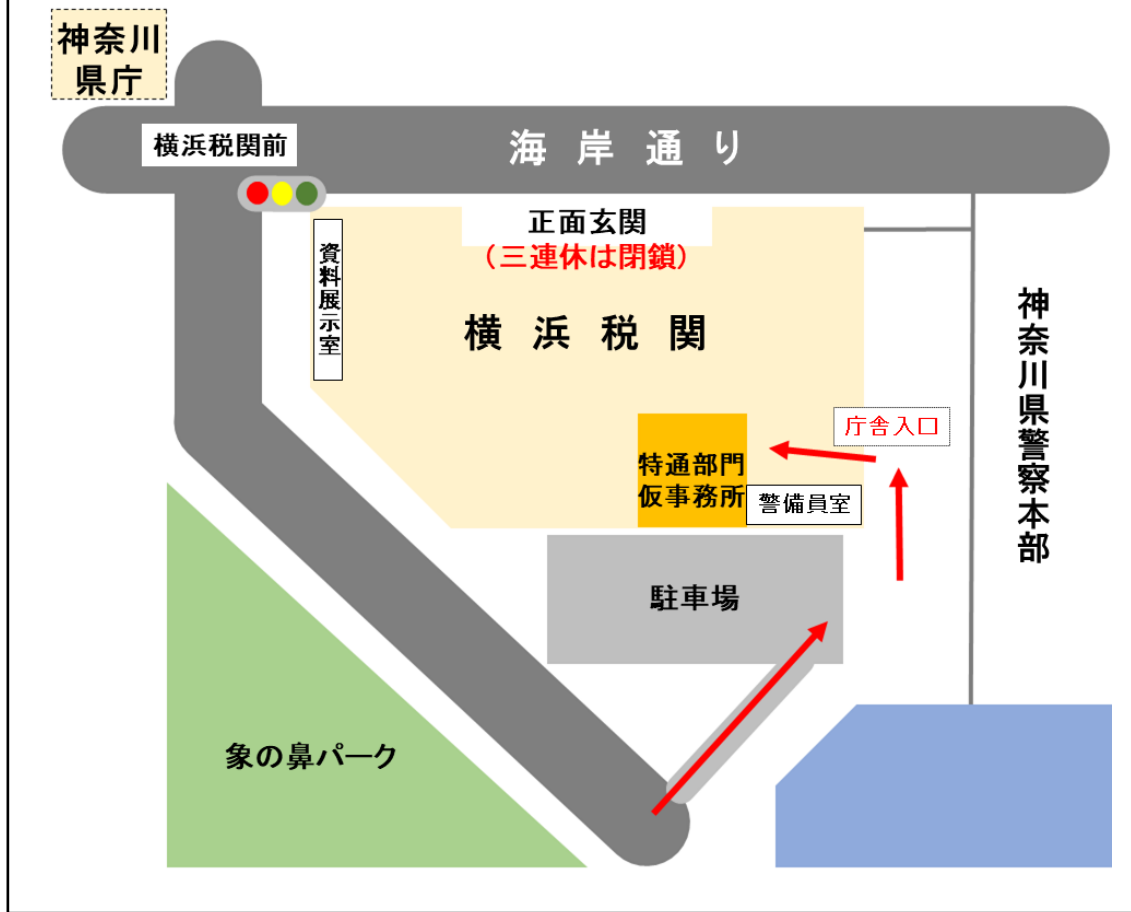
3. 電話番号

仮事務所の電話番号：045-212-6134

4. 留意点

- ・ NACCS を利用した輸出入申告等については、通常どおりのあて先官署・部門コードとなります。
- ・ 仮事務所では、キオスク端末の利用が可能です。
- ・ 貨物確認を実施する場合には、仮事務所まで貨物を持ち込んでいただくこととなります。ただし、重量物など、仮事務所への持込みに支障がある場合には、個別に調整させていただきます。

特別通関部門仮事務所へのアクセス



令和 5 年 8 月
横浜税関業務部

関係者 各位

ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置
に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）により、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を実施することが決定され、5 月 26 日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 252 号）等が 8 月 9 日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸出禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達（令和 5 年 8 月 2 日財関第 773 号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸出禁止措置に関する政令につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、省令・通達等につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和 5 年 8 月 2 日財関第 773 号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R05z773.pdf>

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第 1 部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第 3 部門）

電話：045-212-6153

令和 5 年 9 月
横 浜 税 関

関係者 各位

令和 5 年上半期（1 月～6 月）の横浜税関におけるコピー商品などの知的財産侵害物品の差止状況を公表しました。

税関ホームページにも掲載してありますので、ぜひご覧ください。

[https://www.customs.go.jp/yokohama/notice/chizai_sashitome\(yokohama\)_R5kamiki.pdf](https://www.customs.go.jp/yokohama/notice/chizai_sashitome(yokohama)_R5kamiki.pdf)



横浜税関は、全国の税関別で令和元年以降 5 年連続第 1 位となる 6,109 件（6 千件超は令和 3 年以来 2 年ぶり）の知的財産侵害物品の輸入を差止めました。

消費者の安全・安心に関わる差止物品の例（公表資料から抜粋）

【化粧品】



【香水】



【リチウムイオンバッテリー】



知的財産侵害物品の大半は国際郵便で送られてくるものですが、海上貨物や航空貨物からも色々な知的財産侵害物品が発見されています。

また、昨年 10 月 1 日より、商標権・意匠権を侵害する物品に対する水際取締りを強化しており、例えば、通販サイトで購入した商品が、海外の事業者から送られてきた商標権または意匠権を侵害する模倣品の場合、税関の取締対象となっています。

輸出入申告の際は、商品の画像や絵型等の参考資料を添付していただくなど、知的財産侵害物品の取締りにご理解とご協力を賜りますとともに、消費者の立場からもニセモノは買わない・使わない・騙されないよう、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】
業務部知的財産調査官
045-212-6116

令和 5 年 7 月 31 日
横 浜 税 関

関 係 者 各 位

「大黒埠頭コンテナ検査センター」の廃止について

平素から税関行政に対し、ご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、横浜港の大型 X 線検査は、「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」と「大黒埠頭コンテナ検査センター」の 2 基体制で検査を行っていましたが、以下の日程で「大黒埠頭コンテナ検査センター」を廃止することになりましたのでお知らせします。

廃止日：令和 5 年 8 月 31 日（木）

「大黒埠頭コンテナ検査センター」廃止に伴い、令和 5 年 9 月 1 日（金）からの大型 X 線検査及び開披検査に係る取り扱いは、以下のとおりとなります。

【大型 X 線検査】

- 横浜港における大型 X 線検査は、「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」で行います。

【大型 X 線検査後の開披検査】

- 大型 X 線検査後の開披検査は、横浜税関コンテナ検査センター（本牧）貨物検査場で行います（通関部門の貨物確認を併せて行う場合も含みます）。
- ただし、大型 X 線検査後に、検査部門による開披検査を行わず、通関部門による貨物確認のみを行う場合は、下表の場所で貨物確認を行います。

申告官署（注）	貨物確認の実施場所
本関	山下分庁舎の検査場
本牧埠頭出張所	本牧埠頭出張所の検査場又は横浜税関コンテナ検査センター（本牧）貨物検査場
大黒埠頭出張所	大黒埠頭出張所又は本牧埠頭出張所の検査場

注：自由化申告の場合は、蔵置官署とします。

【大型 X 線検査を伴わない開披検査】

- 大型 X 線検査装置による検査を行わず、税関検査場において直接開披検査を行う場

合、本関及び本牧蔵置貨物は横浜税関コンテナ検査センター（本牧）貨物検査場で、大黒蔵置貨物は大黒埠頭出張所検査場で行います。

- ただし、令和5年9月13日（水）までは、検査機器移設の関係で、大黒蔵置貨物の検査を大黒埠頭コンテナ検査センター貨物検査場で行います。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

（問い合わせ先）

横浜税関監視部検査総括第1部門

電話番号：045-625-5014